⑷　平成14年度以降に元請けとしてしゅん功した次の工事の施工実績を有すること。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。)

①　単体又は特定建設工事共同企業体(甲型)を構成する場合の代表者
求める実績
・２車線以上かつ設計舗装面積（表層）25万㎡以上ある国道又は自動車専用道路の新設のアスファルト舗装工事

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外
求める実績
・２車線以上かつ設計舗装面積（表層）12万㎡以上ある道路の新設のアスファルト舗装工事

⑸　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任(監理)技術者を当該工事に配置できること。

①　専任の主任（監理）技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

②　監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③　専任の主任（監理）技術者が、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者であること。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む）している期間とする。

④　配置予定技術者の工事経験　現場代理人、専任の主任（監理）技術者のうち１名以上が、平成14年度以降に元請としてしゅん功した次に掲げる工事の施工実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ施工実績として認める。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。

・２車線以上かつ設計舗装面積（表層）12万㎡以上ある道路の新設のアスファルト舗装工事

⑹　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑺　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

②　各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

③　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

④　各構成員の出資比率が30%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出し、当該資料に記載された提案内容の評価による技術評価点と入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。併せて、落札者と合理的な施工方法や資材調達方法等に係る技術的な協議を実施し、その協議に基づく価格で契約する。その概要を以下に示すが、提案する要件及び入札時の評価に関する具体的基準については、入札説明書による。

⑵　技術提案に関する事項　技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案は不採用とする。工事目的物とは、契約する単価項目すべてを示すもので、単価項目を施工するにあたっての仕様を契約書および設計図書で示したものをいう。ただし、コンクリートに関しては、硬化後の形状・寸法を変更せず所定の要求性能を満たす範囲での混和剤等の提案は可能とするが、場所打ちコンクリートをプレキャストにする提案等は不採用とする。

⑶　評価項目及び評価指標　評価項目及び評価指標は次のとおりとし、提案書が所定の枚数を超えている場合、提案書の本文１行あたりの文字数が48文字を超えている場合、または１ページあたりの行数が42行を超えている場合は不採用とする。また、評価項目①～④に関する提案は、それぞれ最大３提案まで、評価項目④に関する提案は最大２提案までとし、その評価項目に対する提案の有効性を、評価指標をもとに、総合的に評価するものとする。なお、所定の提案数を超えている場合はその評価項目に関するすべての提案は不採用とする。

工事目的物の性能・機能に関する事項

①　アスファルト舗装（表層、基層、アスベース）の施工と材料の更なる品質向上　共通仕様書、舗装施工管理要領及び設計図書に示す標準案と比較して、提案を下記の評価指標をもとに、提案者の優劣を相対的に評価

②　連続鉄筋コンクリート舗装版の更なる品質向上　共通仕様書、舗装施工管理要領及び設計図書に示す標準案と比較して、提案を下記の評価指標をもとに、提案者の優劣を相対的に評価

社会的要請に関する事項

③　他工事を含め複数工種が混在する現場における安全管理体制　共通仕様書、設計図書に示す標準案と比較して、提案を下記の評価指標をもとに、提案者の優劣を相対的に評価

④　地球温暖化防止対策の推進を目的として、アスファルト混合物運搬に使用するダンプトラックのCO_2削減に寄与する改善等　共通仕様書、設計図書に示す標準案と比較して、提案を下記の評価指標をもとに、提案者の優劣を相対的に評価

技術提案の評価指標は下記のとおりとする。

優　標準案に比べ、非常に優れているもの。
良上　良に比べ、やや優れているもの。
良　標準案に比べ、優れているもの。
良下　良に比べ、やや劣るもの。
可　標準案又は標準案と同等であるもの。
※標準案とは、設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の記載内容をいう。

⑷　評価点の付与方法　評価項目①～④の項目別配点については、評価指標により優／良上／良／良下／可を判定し、判定結果に応じ次のとおり付与する。

①　アスファルト舗装（表層、基層、アスベース）の施工と材料の更なる品質向上
・技術評価点(30点)優30点・良上22.5点・良15点・良下7.5点・可０点

②　連続鉄筋コンクリート舗装版の更なる品質向上
・技術評価点(30点)優30点・良上22.5点・良15点・良下7.5点・可０点

③　他工事を含め複数工種が混在する現場における安全管理体制
・技術評価点　(30点)　優30点・良上22.5点・良15点・良下7.5点・可０点

④　地球温暖化防止対策の推進を目的として、アスファルト混合物運搬に使用するダンプトラックのCO_2削減に寄与する改善等
・技術評価点　(10点)優10点・良上7.5点・良５点・良下2.5点・可０点